

「中小企業組合士」をご存知ですか？

「組合士」とは、全国中小企業団体中央会が実施する中小企業組合検定試験（詳細は当中央会へ）の3科目の試験に合格し、3年以上の実務経験を積んだ方だけに与えられる称号で組合運営のエキスパートです。ここでは、三重県内の組合士さんをご紹介します。

わたし、組合士です！

三重県自動車整備商工組合 経理部課長 森谷 泰三さん



私は、商工組合中央金庫の職員として必要な知識をスキルアップするため、また、銀行業務の一助となることを目的に、28年前に上司と一緒に中小企業組合検定試験を受験し、合格しました。

組合士資格取得後は、融資先等の中小企業、中小企業組合の運営がどういう状況であるのかが客観的に把握できるようになりました。

その後平成12年に、当組合へ出向することになり、組合会計の月次決算と予算の進捗状況及びそのチェック並びに正副理事長会議・理事会等での報告、さらに、決算時には、決算関係書類及び予算書の策定等が重要な業務であり、その業務を行う使命感と充実感を味わえるのも組合士ならではだと思っています。

また、平成12年3月の中小企業基本法改正、平成19年4月の中小企業等協同組合法改正の際には、スムーズに定款変更等の事務に従事できたことも、資格を取得して良かったと思う点です。

中小企業組合検定試験は、内容が多岐にわたるので、組合員への様々なアドバイスにも効果があります。

受験に際しては、過去に出題された問題の傾向とその対策をしっかりすることが重要です。そして、中央会が開催している研修会への参加、出版されている参考書などを日常に活用することが試験対策になると思います。組合業務従事者としてチャレンジすべき資格だと思います。

組合運営 あれこれ Q&A

Q 議長の委任状行使について

事業協同組合の総会の議長は、委任状を受けられますか？

A

中協法第52条第3項の規定により議長は議決権を有しません。したがって委任状による議決権の行使はできません。

One Line

平成28年度県内企業の支援施策に関する説明会の開催について

同時開催：経営課題解決のためのよろず相談会

平成28年3月23日(水) 四日市 他各地で開催します！

お問い合わせ先：三重県雇用経済部雇用経済総務課 (TEL059-224-2355)

HP: <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KOYOKEI/tirasi2.pdf>

経営課題の解決や新たな事業展開をサポートします！